

大和高田市 緑の基本計画 (素案)



令和3年3月
大和高田市

目次

第1章 緑の基本計画の前提	1
1－1 緑の基本計画策定の背景と目的	1
1－2 緑の基本計画の概要	2
1. 緑の基本計画とは	2
2. 計画の目標年次	2
3. 計画の対象区域と人口・世帯数	2
4. 計画の位置づけ	3
5. 緑のはたらき	3
6. 緑の基本計画で対象とする緑地	4
1－3 近年の国の動向	5
1. 都市公園法の一部改正	5
2. 都市緑地法の一部改正	5
第2章 大和高田市の緑の状況	6
2－1 大和高田市の緑	6
1. 大和高田市の緑	6
2. 大和高田市の河川や水路	8
3. 大和高田市の公共公益施設の緑化率	9
2－2 緑化に関する市民との連携	9
2－3 緑に関する市民アンケート調査の結果	10
第3章 解析・評価と課題の整理	13
3－1 解析・評価の視点	13
第4章 計画の基本方針	15
4－1 緑の基本計画の理念と緑の将来像	15
第5章 緑の施策	16
5－1 緑の施策の体系	16
5－2 具体的な緑の施策	17
第6章 施策の推進に向けて	24
6－1 緑の基本計画の目標水準	24
1. 計画フレーム	24
2. 計画の目標水準	24
6－2 施策の推進に向けて	25
1. 市民協働によるまちづくり	25
2. 計画の進行管理	26

巻末資料





第1章 緑の基本計画の前提

1－1 緑の基本計画策定の背景と目的

大和高田市において緑は、生活に潤いと安らぎを与えるだけでなく、まちの良好な環境や景観を形成するほか、健康づくりやレクリエーション、防災においても重要な役割を果たしています。

下記のような公園等の緑を取り巻く社会情勢の変化に対して、山地等もなく緑地の少ないという本市の特徴を考慮しつつ、今後さらなる緑の充実を図るために、緑地の保全及び緑化の推進、都市公園の整備を総合的に推進するための施策に関する事項等、必要な事項を定める大和高田市緑の基本計画を策定します。

- ①社会分野では、我が国全体は超高齢化社会となり、人口減少に突入しています。
- ②環境分野では、地球温暖化やヒートアイランド現象等の影響により、現状の対策のままでは、21世紀末には平均気温は現在よりも約2°C（最小1°C、最大3.5°C）高くなり、その後も上昇することが予想されています。
- ③都市づくり分野では、安心・安全に関する取り組みがこれまで以上に重視されており、平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震では、甚大な被害が発生し、そういう被災時に機能を発揮する防災公園等のオープンスペースの重要性が着目され、整備が推進されています。
- ④公園等については、少子高齢化やライフスタイルの変化によりニーズが多様化し、人々の暮らしを豊かにするために、既存の公園の維持管理や更新のあり方の検討、積極的な公園の活用が進められています。





1 – 2 緑の基本計画の概要

1. 緑の基本計画とは

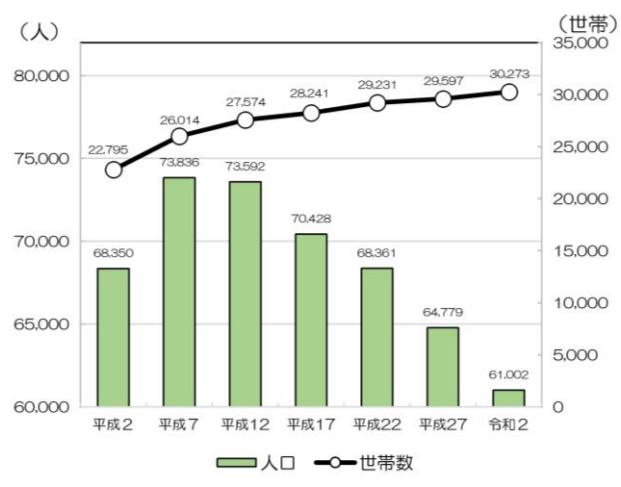
- 緑の基本計画は、平成6年に制定された都市緑地法第4条第1項に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと、市町村が策定することとされています。
- 緑の基本計画は、市民・事業者・行政・専門家により、都市公園の整備、特別緑地保全地区の決定などの都市計画における事業や制度にとどまらず、道路、河川、学校などの公共公益施設の緑化、民有地における緑地の保全や緑化、さらに市民や企業の緑化活動、緑化意識の普及や啓発といったソフト分野の事項も含めた緑に関する総合的な計画です。
- 公園の老朽化や財政制約等を背景に、公園ストックの適正管理の重要性が増していることや、都市緑地の継続的な減少により、都市農地が發揮する緑地機能の重要性が高まってきています。
- 緑の基本計画の内容に、公園の「管理」の方針、都市農地の保全を新たに追加し、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理、都市農地の計画的な保全を推進します。

2. 計画の目標年次

- 計画の目標年次は、20年後の令和22年度とし、社会情勢の変化や法律の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の対象区域と人口・世帯数

- 本計画は、都市計画区域全域（本市全域）1,649.0haを対象とします。市街化区域面積は796.4ha、市街化調整区域面積は852.6haとなっています。
- 令和2年12月1日時点での本市の人口は61,002人であり、平成9年の74,513人をピークに減少傾向が続いています。
- 世帯数は増加傾向であり、世帯人員は平成2年の3.00人/世帯より、令和2年には2.02人/世帯となっており、核家族化が進行しています。



資料：奈良県推計人口調査

図-人口・世帯数の推移



4. 計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりです。

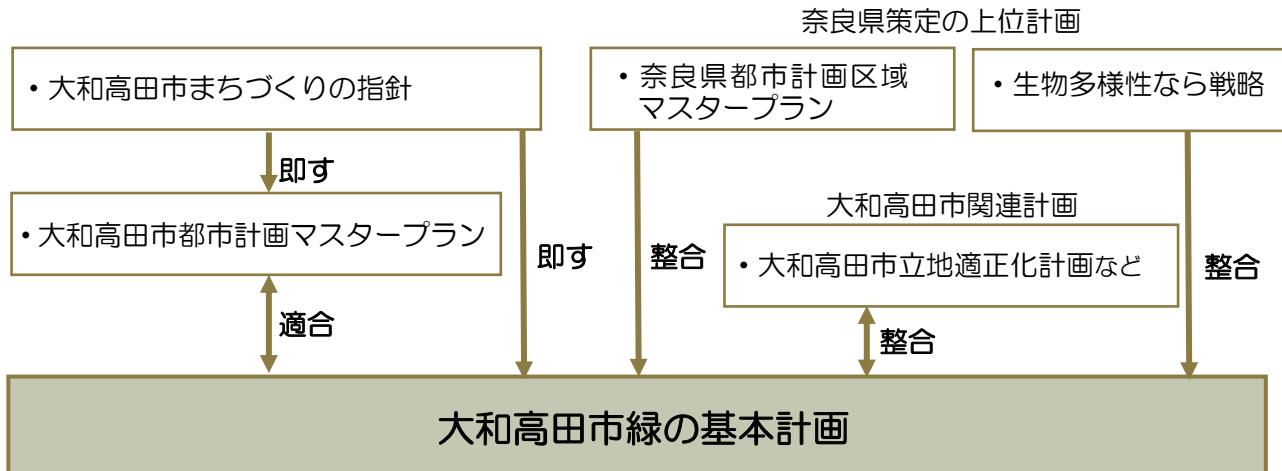


図-上位関連計画との関係

5. 緑のはたらき

- 本計画の「緑」とは、樹木や草花等の植物だけではなく、自然的環境を有する「土地（農地や河川等）」や「空間（公園や民有地の樹木等）」を含みます。
- これらの緑には以下のようなはたらきがあり、それぞれが連携することでさらに機能が高まります。

●暮らしを守るみどり（環境保全機能）

ヒートアイランド現象の抑制、緑陰の形成、騒音・振動の防止、二酸化炭素の吸収、動植物の生息・生育環境や移動経路の保全と創出など、良好な都市環境を創出します。

●安全・安心な暮らしのためのみどり（防災機能）

オープンスペースを活かした災害時の避難地や延焼防止、水害・土砂災害の防止などの機能により、災害などからまちを守ります。

●暮らしにうるおいを与えるみどり（レクリエーション機能）

自然とのふれあいや多様なレクリエーション活動の場となります。

●美しい景観を彩るみどり（景観構成機能）

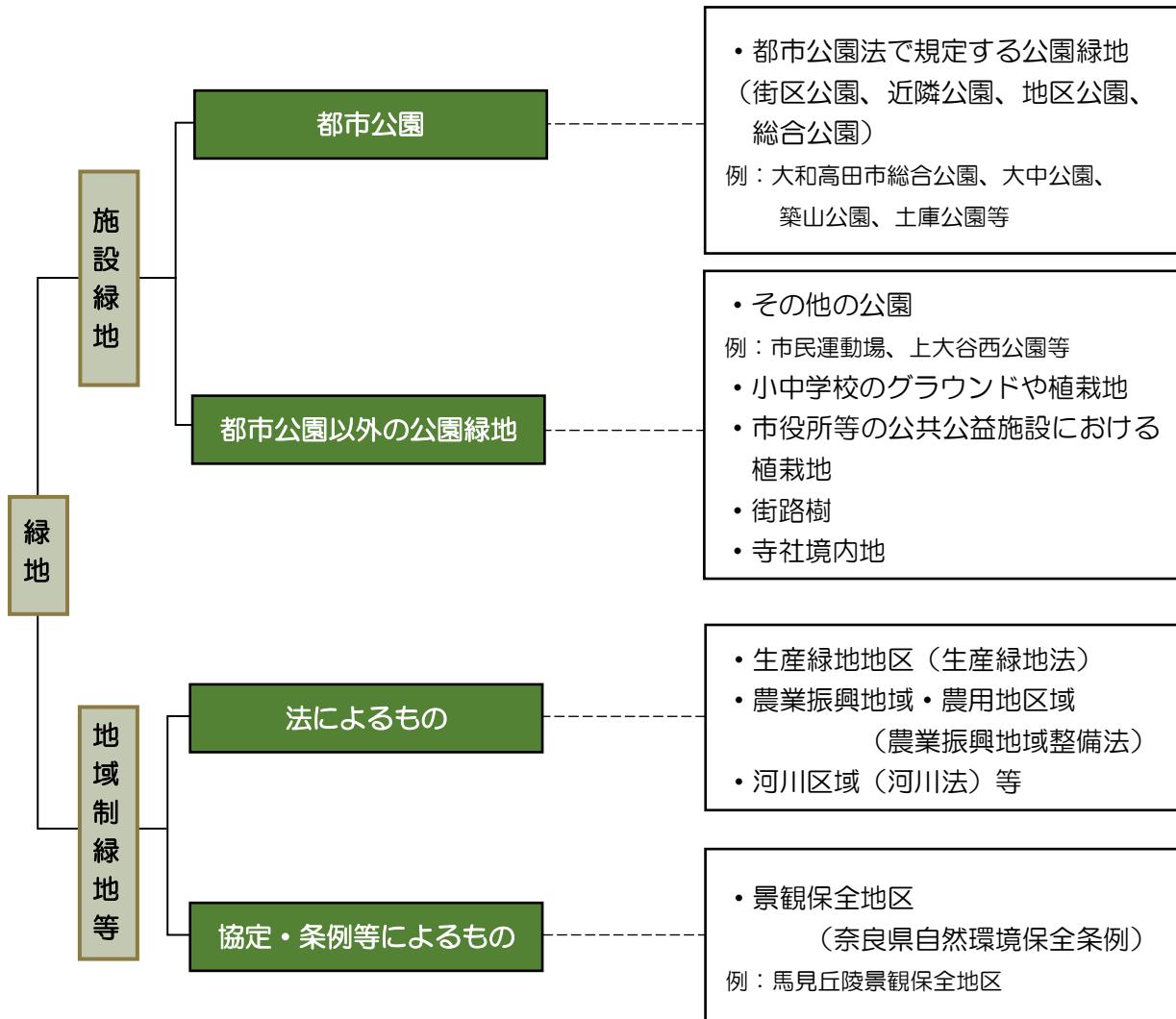
魅力ある美しい景観をつくり、生活にうるおいをもたらし、歴史文化を伝えます。





6. 緑の基本計画で対象とする緑地

本計画で対象とする「緑地」は、大きく施設緑地と地域制緑地に区分され、さらに施設緑地は都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地に区分され、地域制緑地は法によるもの、協定・条例等によるものに区分されます。



資料：「新編 緑の基本計画ハンドブック」社団法人 日本公園緑地協会発行（平成17年4月）





1 – 3 近年の国の動向

地方公共団体は、財政面・人材面の制約が厳しい中で、緑豊かなまちづくりに向けて以下のような課題が顕在化してきています。

◎量的課題:一人当たり公園面積が少ない地域が存在、これまで宅地化を前提としてきた

都市農地の減少傾向

◎質的課題:公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等

資料：国土交通省（平成 29 年 6 月）

これらの状況を背景として、国では以下の法改正を行いました。

1. 都市公園法の一部改正

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオーブンスペースが持つ多様性を、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視し、平成 29 年 6 月に都市公園法の一部改正が行われました。

- 民間事業者が芝生空間とカフェテラスを一体的に公園内に整備することができるようになりました。
- 公園内に保育所等の占用物件の設置が可能になりました。
- 都市公園の適切な時期での点検などを義務付けた長寿命化・安全対策が強化されました。
- 公園の利便性の向上に関する協議を行うための協議会の設置が可能になりました。



民間事業者による公園整備



公園内の保育所

資料：国土交通省（平成 29 年 6 月）

2. 都市緑地法の一部改正

民間活力を最大限活かして、緑・オーブンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、平成 29 年 6 月に都市緑地法の一部改正が行われました。

- 民間主体による市民緑地の設置・管理を推進します。
- 郊外部の空き地をコミュニティ農園やイベント広場としての活用を推進します。
- 市町村が緑化地域を都市計画に定めることにより、敷地面積の一定割合以上の緑化の義務付けが可能になりました。
- 水田や野菜畑等の農地が「緑地」として定義されました。



コミュニティ農園



農地を「緑地」として位置づけ

資料：国土交通省（平成 29 年 6 月）



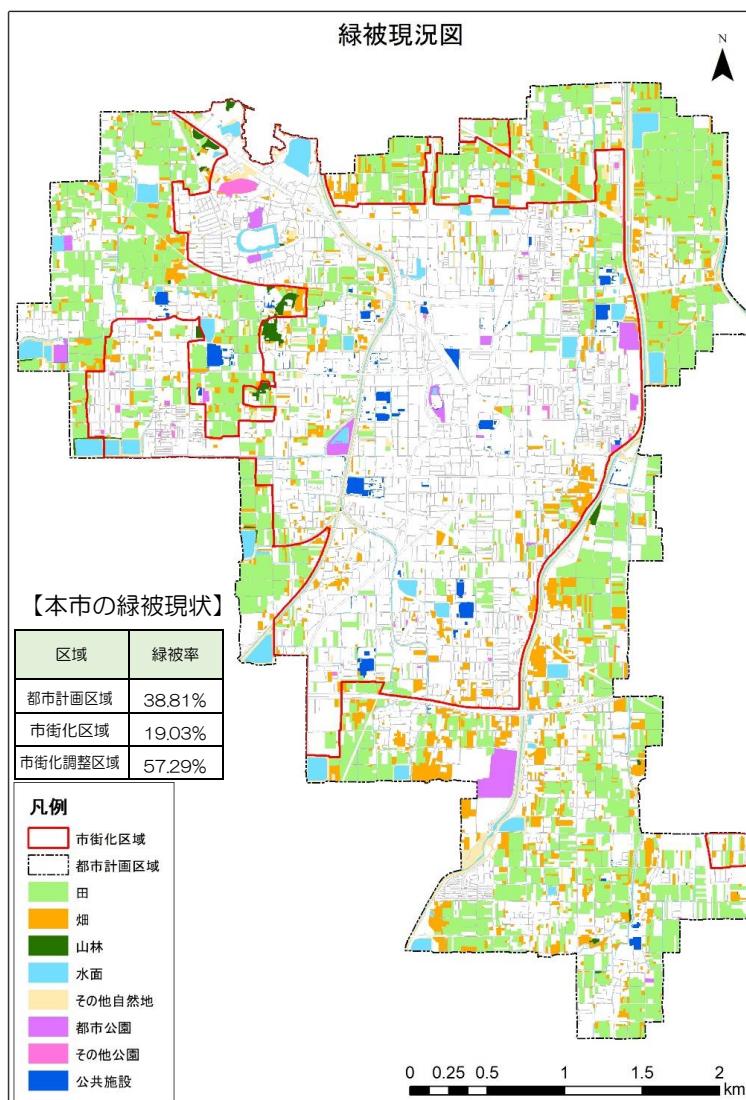


第2章 大和高田市の緑の状況

2-1 大和高田市の緑

1. 大和高田市の緑

- 本市全域の緑被率^{※1}は、38.81%となっています。
- 市街化区域の緑被率は19.03%と緑が比較的少ない一方、市街化調整区域は57.29%と田畠などが見られ、比較的緑が多くなっています。
- 都市計画基礎調査（平成26年）によると、本市全域における自然的土地利用^{※2}の割合は36.56%となっています。奈良県全域の都市計画区域平均71.81%と比べると、本市は約半分となっています。



※1 緑被率とは、緑（田畠、山林、水面、その他自然地、都市公園、その他の公園公共施設の緑化面積）の面積が区域面積に占める割合とします。

※2 自然的土地利用とは、田、畠、山林、水面、その他の自然地を指します。



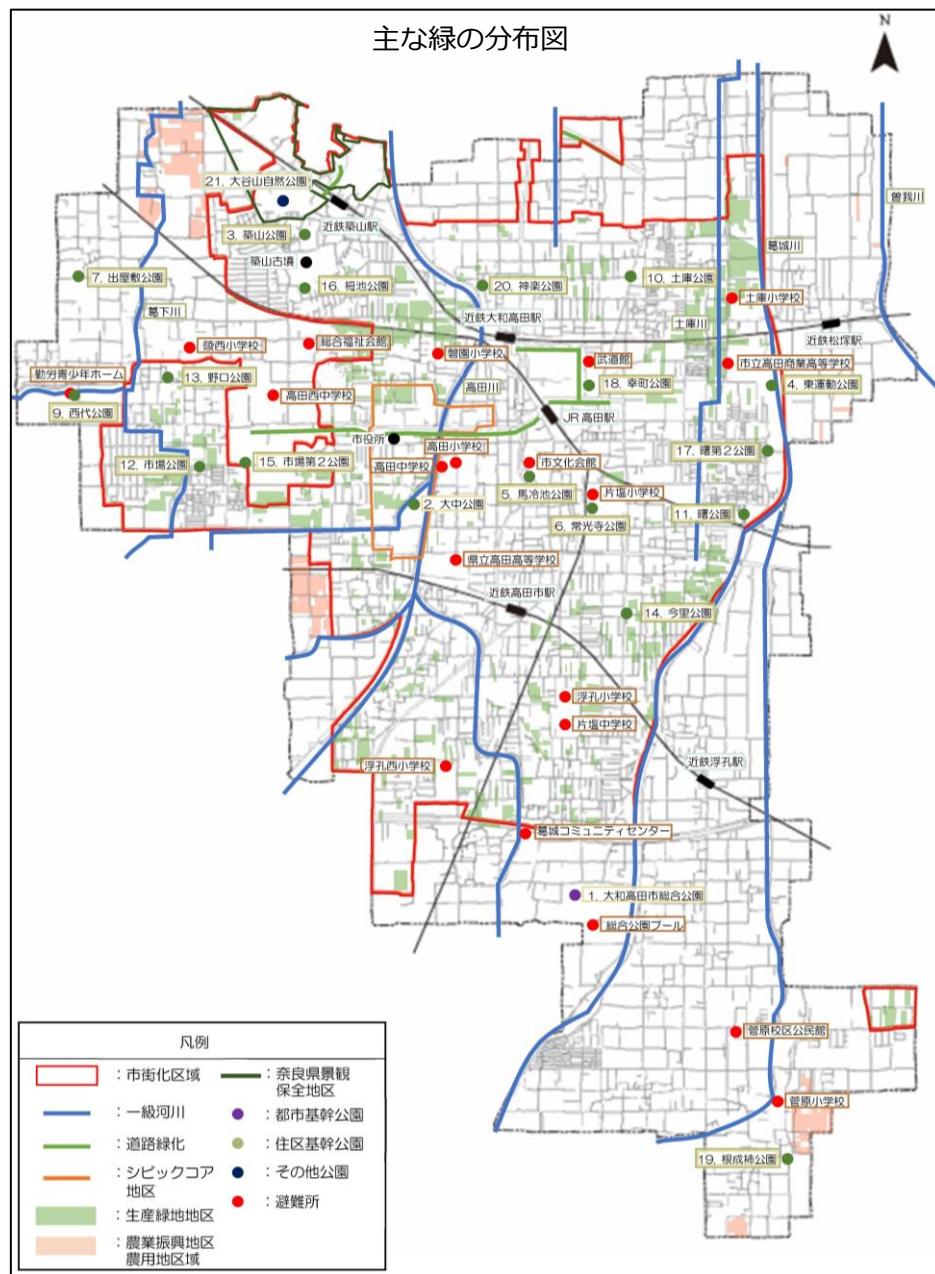


●本市の都市公園及び緑地については、以下のとおりです。（令和2年3月現在）

種別	箇所	面積 (ha)
都市公園	19	19.55
公共施設緑地	151	45.67
民間施設緑地	90	15.14
地域制緑地	生産緑地地区 河川 農業振興地区 農用地区域	- - - -
		55.68 46.15 20.56
市民一人当たりの都市公園面積	3.20 m ² /人 ^{※1}	国が定める目標値：10 m ² /人以上 ^{※2}

※1 人口は令和2年12月1日時点の「61,002人」を使用しています。

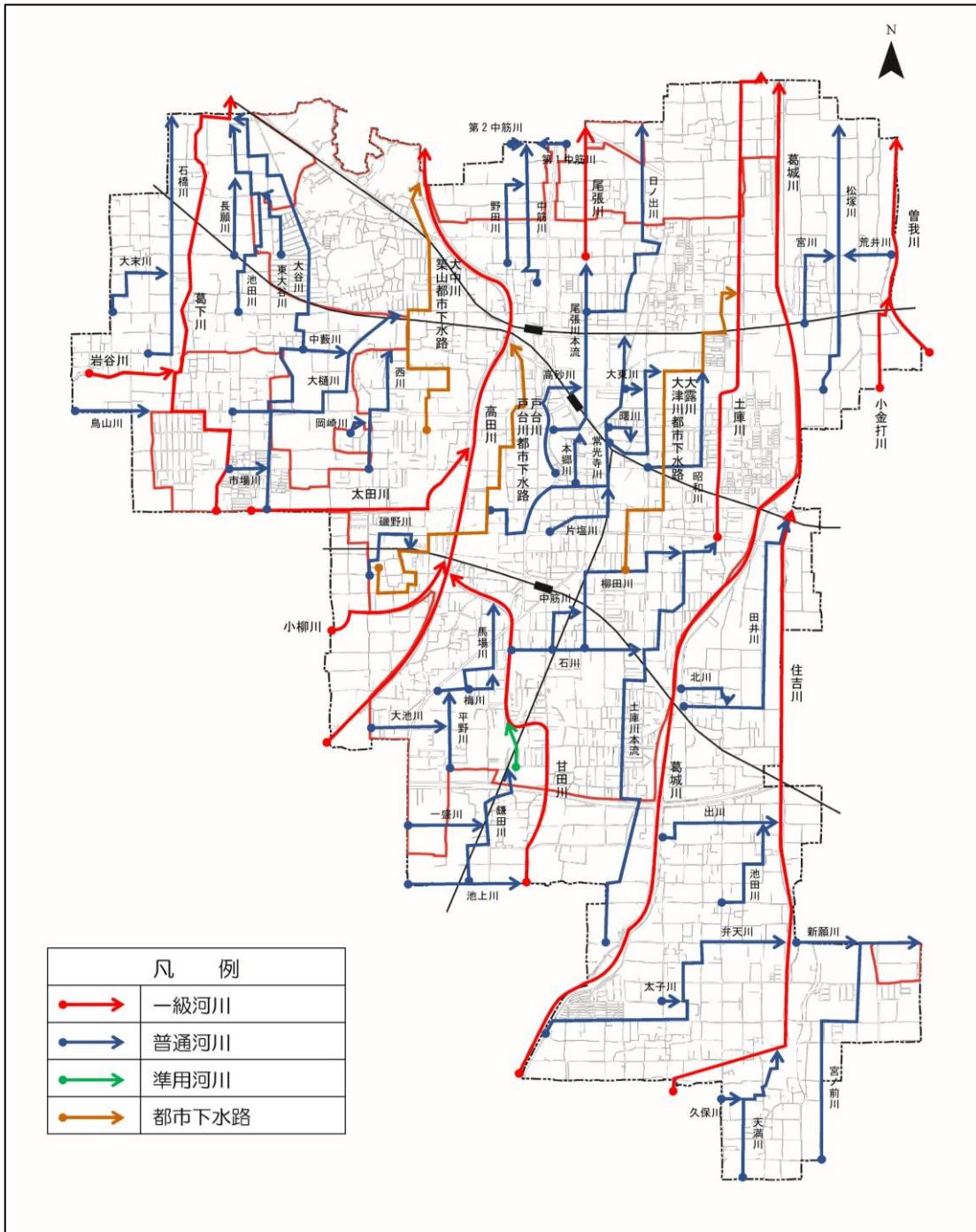
※2 都市公園法運用指針（平成29年6月）に記載されている値を使用しています。





2. 大和高田市の河川や水路

- 本市には、一級河川、普通河川、準用河川、都市下水路に指定されている多くの河川が流れています。
- 一級河川のうち、水防警報指定河川は、高田川、曾我川、葛下川の3河川です。



資料：平成 24 年 大和高田市都市計画マスタープラン

図-河川一覧図





3. 大和高田市の公共公益施設の緑化率

- 本市には、112ヶ所の公共公益施設（都市公園を除く）があります。
- 平成30年1月時点の公共公益施設の緑化率は、平均で8.2%となっています。



■総合体育館の緑化状況（緑化率9.6%）

緑化率とは？

緑化率とは、公共公益施設や民有地において、各施設の敷地面積（道路の場合は延長距離）に対する緑化された面積（距離）の割合を示したものです。

2-2 緑化に関する市民との連携

- 緑化推進協議会との連携により、2年に1度公園等で植樹祭を行っています。
- 市民の方や民間企業の方に協力頂き、年に2回（3月、7月）高田川の清掃活動を実施しています。
- 市民の方や民間企業の方に協力頂き、地域環境美化の推進を目的に、地域の都市公園や公共緑地・公共広場での美化活動を実施しています。
- 京都府福知山市の協力により、緑のカーテン用のゴーヤの植え付けセミナーを開催しています。
- JA 岩農は、市内の小学校や保育所、会館に野菜の苗を配布する食育活動を開催しています。



■植樹祭の様子



■高田川の清掃活動の様子





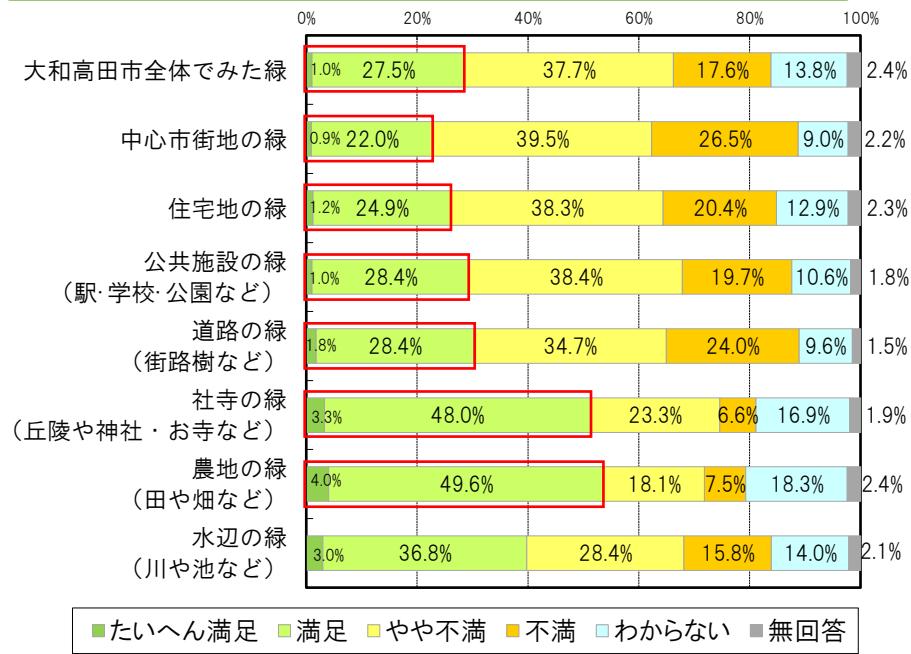
2-3 緑に関する市民アンケート調査の結果

●令和元年に実施した市民アンケート調査の結果（配布数 2,000 票、有効回収 669 票、有効回収率 33.5%）から、緑に対する市民の意識について整理します。

①身近な緑と公園の満足度

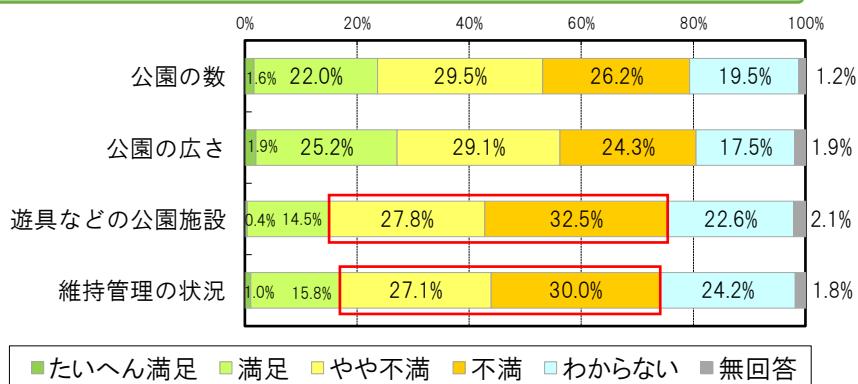
- ・大和高田市全体でみた緑の「たいへん満足」「満足」が 28.5% あることをはじめ、中心市街地、住宅地、公共施設、道路の緑の「たいへん満足」「満足」が 2 割から 3 割程度となっています。また、社寺や農地の緑は「たいへん満足」「満足」が 5 割程度と最も多くなっています。
- ・公園の現状として、「遊具などの公園施設」と「維持管理の状況」への「やや不満」「不満」が 6 割程度と多くなっています。

Q. お住まいの周辺の身近な「緑」についてどのように思いますか？



■たいへん満足 ■満足 ■やや不満 ■不満 ■わからない ■無回答

Q. 大和高田市の「公園」についてどのように思いますか？



■たいへん満足 ■満足 ■やや不満 ■不満 ■わからない ■無回答

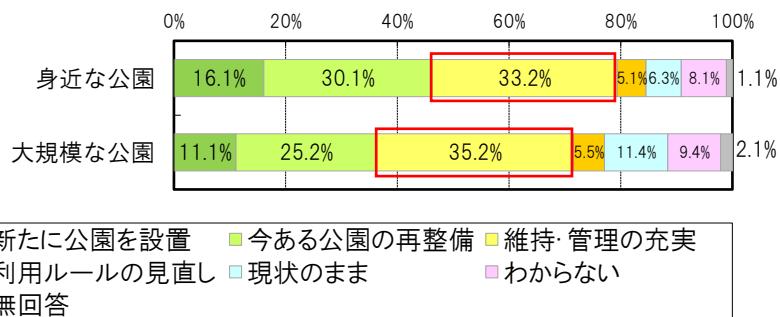




②今後の公園への要望

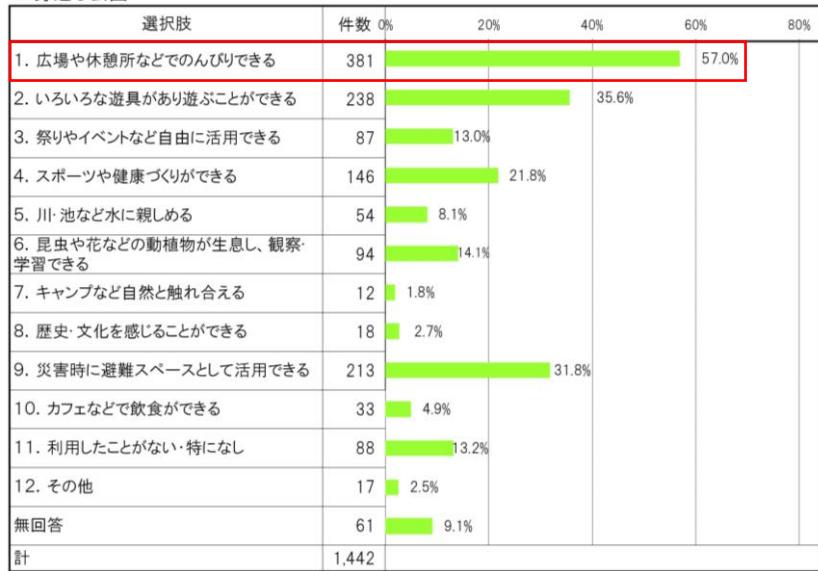
- ・ 身近な公園及び大規模な公園は、3割以上が「維持管理の充実」を求めています。
- ・ 身近な公園には6割程度が「広場や休憩所などのんびりできる」機能を求めています。

Q. 「公園の整備」について今後どのようなことを望みますか？



Q. 「公園に求められる機能」についてどのようなことを望みますか？

a. 身近な公園



複数回答





③今後の緑のまちづくり

- ・「高田川や葛城川などの水辺の緑」は、今後守り育てるべき緑として最も多くなっています。
- ・緑の保全や緑化活動を充実させるためには、「花や緑に関する行事・イベントの充実（花の展覧会、記念植樹祭など）」、「商業施設や企業との緑化協力体制づくり」が多くなっています。

Q. 大和高田市の緑のうち、特に「守り育てるべき緑」は何だと思いますか？

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%	80%	100%
1. 中心市街地の緑（近鉄大和高田駅、JR高田駅、近鉄高田市駅付近など）	195		29.1%				
2. 住宅地の緑	108		16.1%				
3. 高田川や葛城川などの水辺の緑	388			58.0%			
4. 市北部に残る古墳群などの歴史的な緑	112		16.7%				
5. 大和高田市総合公園や大谷山自然公園などの大規模な公園の緑	258			38.6%			
6. 田や畠など農地の緑	98		14.6%				
7. 丘陵やお寺・神社などの緑	144			21.5%			
8. 街路樹など道路の緑	200			29.9%			
9. 駅・学校・身近な公園など公共施設の緑	250				37.4%		
10. 事業所・工場などの緑	5	0.7%					
11. 特定の場所	10		1.5%				
12. その他	13		1.9%				
無回答	29		4.3%				
計	1,810						

複数回答

Q. 「緑の保全や緑化活動」を充実させるためには、今後どのようなことが必要だと思いますか？

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%
1. 花や緑に関する行事・イベントの充実（花の展覧会、記念植樹祭など）	326			48.7%	
2. 緑化に関する知識や技術を習得できる機会の提供	117		17.5%		
3. 市民による公園等の管理運営組織づくりの支援	197			29.4%	
4. 気軽に野菜栽培ができる市民農園の整備	144			21.5%	
5. 緑に関する募金活動などへの協力	51		7.6%		
6. 優れた緑化活動に対する表彰制度の充実	58		8.7%		
7. 商業施設や企業との緑化協力体制づくり	289			43.2%	
8. 地域住民の理解と協力による、緑に関する協定などの締結	150			22.4%	
9. 特に必要ではない	42		6.3%		
10. その他	38		5.7%		
無回答	34		5.1%		
計	1,446				

複数回答





第3章 解析・評価と課題の整理

3-1 解析・評価の視点

本市の緑は、**高田川をはじめとする多くの河川と水辺の緑が特徴的**であり、市民からも守るべき緑として愛されています。一方、**市域における緑が占める割合や市民一人当たりの都市公園面積は少なくなっています。**

本市の緑について、以下に示すように、暮らしを守るみどり（環境保全機能）、安心・安全な暮らしのためのみどり（防災機能）、暮らしにうるおいを与えるみどり（レクリエーション機能）、美しい景観を彩るみどり（景観構成機能）といった4つの緑の機能の視点から、緑の状況を整理し評価します。

①暮らしを守るみどり（環境保全機能）

水辺の緑の保全

河川及びその周辺の水辺の緑を守り育てることで、都市環境の保全を図る必要があります。

都市公園・緑地の適切な維持管理

都市公園や緑地（生産緑地を含む）は、適切な維持管理を図り、効果を最大限に発揮できる環境を整える必要があります。

緑の保全や緑化活動の充実

市民や商業施設、企業との緑化協力体制の構築や緑に関するイベントの開催を検討していく必要があります。



■大中公園内の緑道

②安心・安全な暮らしのためのみどり（防災機能）

災害時を想定した情報提供

オープンスペースである公園などの認知を徹底するとともに、比較的安全性の高い緑道などの避難路に関する情報提供に努める必要があります。

防災機能の向上

延焼防止効果のある道路緑化の延長や、オープンスペースの確保などを行っていく必要があります。



■大和高田市総合公園の防災倉庫

地域防災機能の向上

アンケート調査の結果より、大和高田市総合公園の防災機能向上は市南部地域を中心にニーズが高いため、地域の防災機能の向上に努める必要があります。





③暮らしにうるおいを与えるみどり（レクリエーション機能）

レクリエーション空間の維持・確保

多様な世代の利用を想定したニーズへの対応を図り、レクリエーション空間を維持・確保していく必要があります。

新たなネットワーク形成

レクリエーション拠点をつなぐ河川を活かし、広域的な緑のネットワークを実現するために、道路緑化等による新たなネットワーク形成を検討する必要があります。

シビックコア地区を中心とした施設間連携

市街地では、シビックコア地区を中心に、公共公益施設の緑化推進などにより、市内の交流拠点等との連携を図る必要があります。

大和高田市総合公園の全域供用

市民からスポーツ機能の充実が望まれていることから、大和高田市総合公園の都市計画決定面積全域供用を行う必要があります。



■大中公園内の広場

④美しい景観を彩るみどり（景観構成機能）

本市特有の緑の継承

「高田川の桜並木」や「大中公園」、「社寺や農地」は、適切な維持管理や保全活用の方法を検討し、これから世代に継承していく必要があります。

歴史的・文化的景観の継承

歴史的・文化的景観をこれから世代に継承していくため、情報発信や適切な維持保全を行う必要があります。

シビックコア地区の街並み景観の形成

シビックコア地区は、大和高田市の顔として特徴的な街並み景観を形成していく必要があります。

景観資源の観光資源としての活用

市内の様々な景観資源について、一体的な情報発信による観光資源としての活用を検討する必要があります。

緑化活動の推進

市民が緑化活動に参加し、緑について考える機会を創出することで、市民の緑に関する意識向上を図る必要があります。



■専立寺





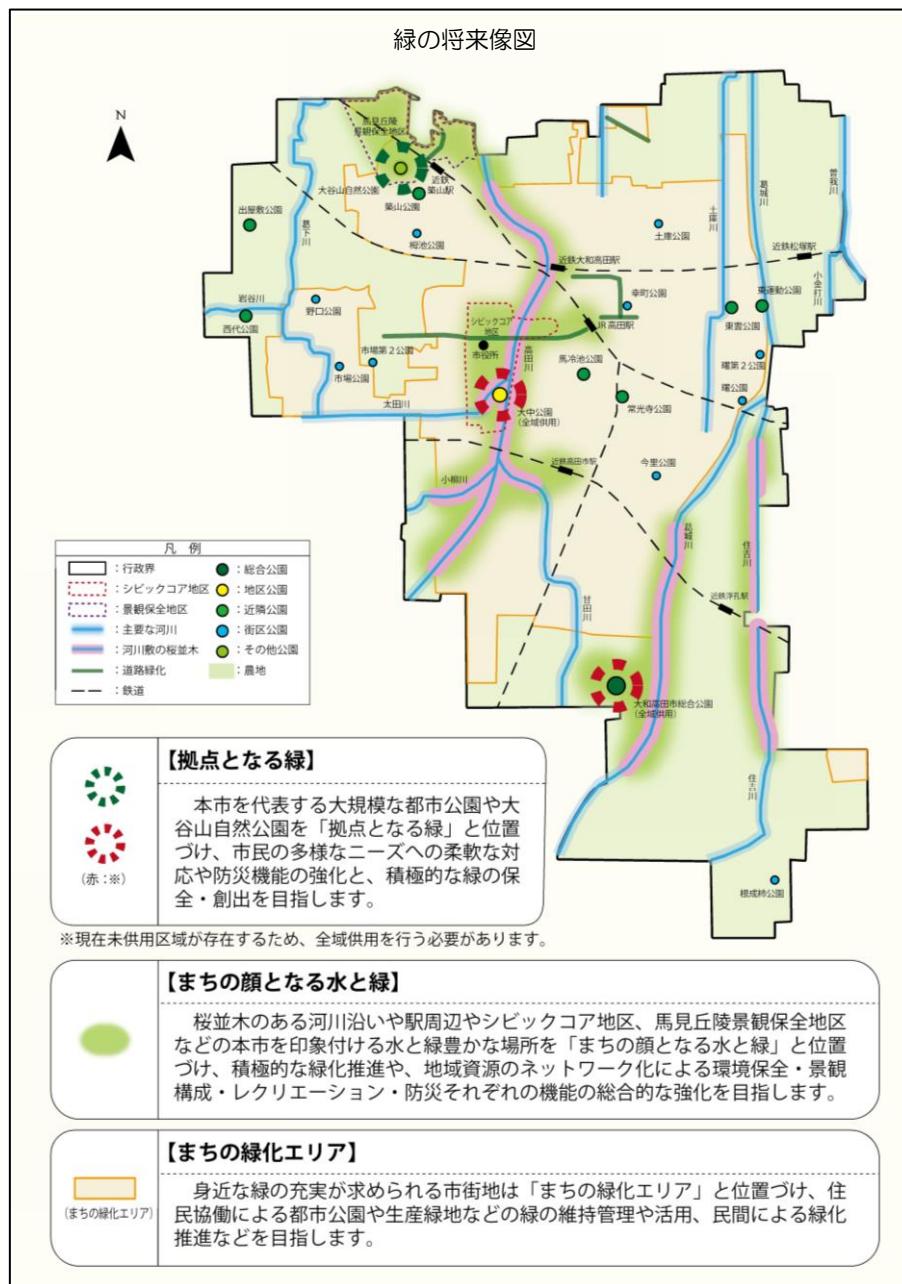
第4章 計画の基本方針

4-1 緑の基本計画の理念と緑の将来像

●本計画では、以下のとおり、緑の基本計画の基本理念を掲げます。

市民がともに守り支える、笑顔咲くまち 水と緑の大和高田

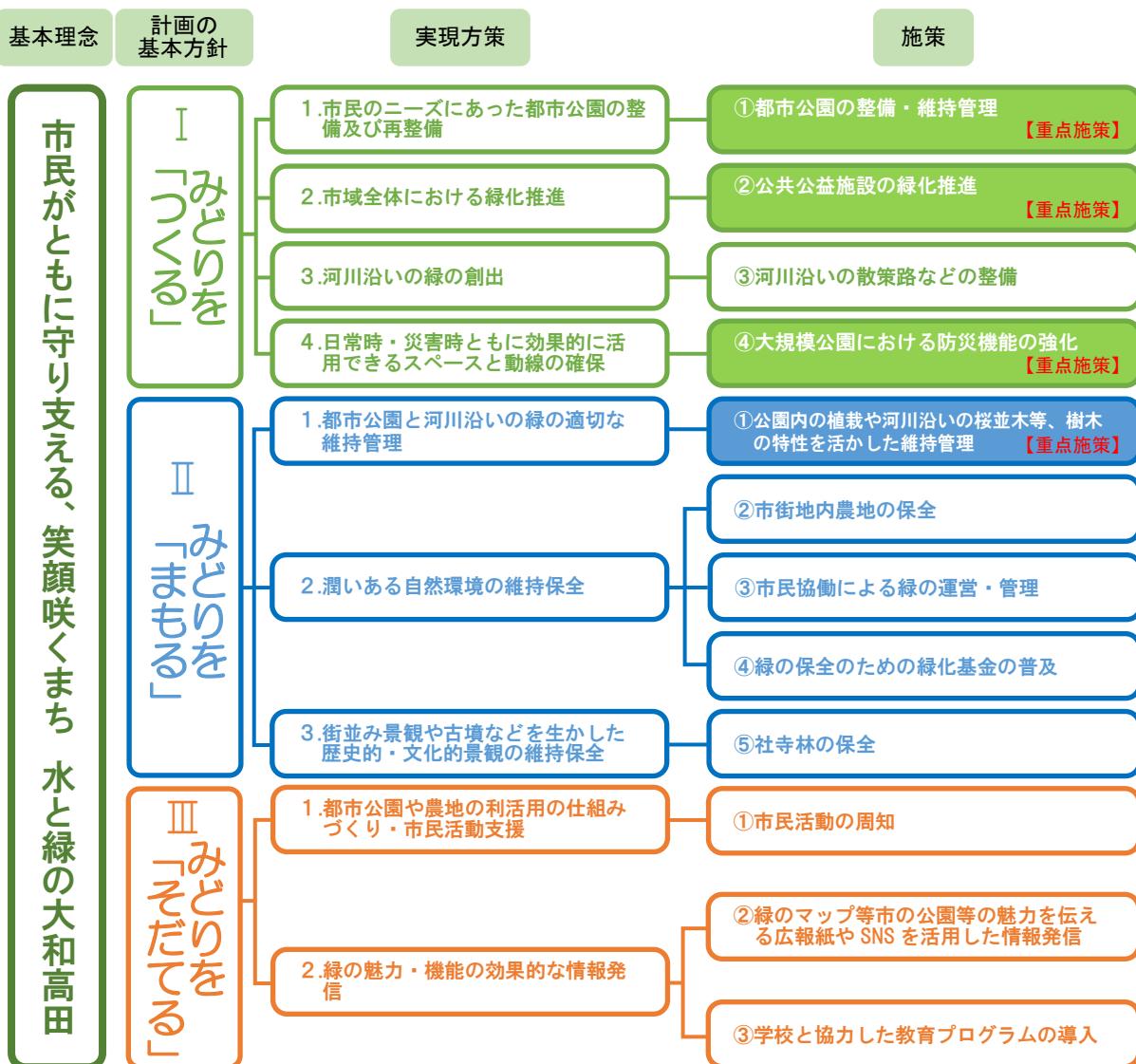
市民が緑に関わる機会を創出することで、市民一人一人が緑に愛着を持ち、緑を守り支える取り組みを行い、それが楽しみや生きがいにつながる好循環が生まれる緑のまちづくりを目指します。





第5章 緑の施策

5-1 緑の施策の体系



【重点施策】

緑豊かなまちづくりは、行政だけでは実現することが困難であるため、市民・事業者・行政が連携して「みどりをつくる・まもる・そだてる」に取り組むことが求められます。

本計画では、目標年次に向けて、優先的かつ重点的に取り組みを行っていく施策を「重点施策」として位置づけます。

なお今回の計画では、市域における緑が占める割合が少ないとから、みどりを「つくる」を重点施策として取り組んでいきます。今後、それにより市域の緑を増やしていくとともに、みどりを「そだてる」を重点施策として取り組んでいきます。





5 – 2 具体的な緑の施策

[施策] I - 1 -① 都市公園の整備・維持管理 【重点施策】

■大和高田市総合公園の未整備区域の整備

- ・公園緑地の整備・拡充を計画的に実施することにより、都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準を今後20年間で現在の都市公園整備面積の3.20m²/人から概ね6m²/人まで引き上げます。
- ・大和高田市総合公園の未整備区域を早期に整備します。多様な市民のニーズに対応するとともに、近年の自然災害にも対応できるよう防災機能を強化します。



■大和高田市総合公園
(大和高田市HPより)

■市民ニーズに対応した公園の整備の検討

- ・街区公園は、各公園に求められる機能を把握した上で、地域住民の多様なニーズや幅広い利用に対応できるような公園の整備を検討します。
- ・ユニバーサルデザインや防災、子育て支援、健康増進、自然エネルギーの活用等様々な視点を勘案し、誰もが安心・安全に利用できる公園づくりを目指します。



■大和高田市総合公園の
未整備区域

■公園緑地の適正な維持管理方法の推進

- ・遊具をはじめ、あずまややベンチといった休憩施設など様々な公園施設は、厳しい財政状況の中、日常的な点検や補修によって安全に利用できるよう維持しつつ、ライフサイクルコスト縮減に努めることも求められます。そのため、公園施設の適切な維持管理を継続するとともに公園施設の長寿命化計画を策定するなど適正な維持管理方法を推進します。
- ・公園の大きな魅力の一つである、緑豊かな芝生広場や季節を感じさせる植栽は、自然林と異なり適切な維持管理が必要です。そのため、植栽は良好な景観を形成するよう自然樹形を活かした剪定等を推進します。



■公園の点検の様子





■指定管理者制度等による都市公園の管理運営の検討

- ・多様な市民のニーズや公園を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、暮らしを豊かにするため、指定管理者制度などの民間のノウハウを活用したプールやテニスコートなどの公園施設の管理運営を検討します。

[施策] I - 2 -② 公共公益施設の緑化推進 【重点施策】

■シビックコア地区や駅周辺における緑化の推進

- ・近鉄大和高田駅やJR高田駅周辺は、鉄道による来訪者が初めて目にすることから、まちの顔となるよう景観整備や緑化整備を推進します。また、シビックコア地区は、本市の顔となる地区であることから、市街地における緑の創出と都市景観の向上のために積極的に緑化を推進します。



■シビックコア地区の街路樹

■公共公益施設の緑化推進のための目標設定

- ・公共公益施設の新築時や建て替え時の緑化目標を設定し、緑化を積極的に推進します。緑化目標は、敷地面積に対して緑化された面積である「緑化率」にて設定します。なお、公共建築物の整備において良好な緑を確保していくために、緑化の量と質について基準となる「(仮称) 公共公益施設緑化ガイドライン」の策定を推進します。



■緑化率の高い公共公益施設
(大和高田市クリーンセンター)

[施策] I - 3 -③ 河川沿いの散策路などの整備

■水と緑のネットワークの形成の検討

- ・高田川や葛城川等の河川は、本市の骨格となる緑であり水と緑のネットワークを形成する重要な役割を果たしています。また、これらの河川沿いには、散策が楽しめるよう散策路の整備を検討します。散策路は、市街地の公園などの緑の拠点ともつながるよう、河川管理者との協働により、回遊性のある水と緑のネットワークの形成に努めます。



■河川沿いの散策路



**[施策] I - 4 -④ 大規模公園における防災機能の強化 【重点施策】****■広域避難場所等として活用できる防災施設整備の推進**

- ・近年の大規模な自然災害に対応するため、大規模公園における防災機能を強化します。強化する機能としては、避難や復旧拠点、自衛隊の活動拠点等となるオープンスペース、避難生活を支える防災トイレや防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の防災対応施設、延焼防止や輻射熱遮断のための植栽等の整備を推進します。既存の都市公園や緑地においても、防災機能の強化が求められますが、大和高田市総合公園は、市民要望も多いことから、広域的な避難場所として活用できるよう防災施設等の整備を推進します。



■避難場所となるオープンスペース（大和高田市総合公園）



■防災倉庫
(大和高田市総合公園)

[施策] II - 1 -① 公園内の植栽や河川沿いの桜並木等、樹木の特性を活かした維持管理**【重点施策】****■美しい桜並木の維持保全の推進**

- ・市民に愛され本市のふるさとの風景でもある高田川沿いの桜並木は、樹齢70年を超え、桜まつりも開催される見事な桜の名所として広く知られています。そのため、河川管理者との協働により、今後も美しい桜並木の維持保全を推進していきます。



■高田川沿いの桜並木
(大和高田市 HP より)

■公園樹木の適正な維持管理の推進

- ・公園に植栽されている多様な植栽は、緑陰を形成したり、四季折々の風景を見せたり、延焼防止機能を果たすなど多様な役割を担っています。これらの植栽がある公園を安全に利用できるよう、樹木の特性に応じた剪定等を実施し、適正な維持管理を推進します。
- ・現況の公園樹木は、樹木の健全性を確保するため、公園樹木調査の適宜実施を推進します。樹勢が落ちている樹木等は、その腐朽等の処置とあわせてその原因となる土壤環境の改善も含め多様な手法を検討し、健全な樹木の維持管理を進めます。



■樹木の点検の様子
(国土交通省 HP より)





■健全で安全な桜並木を維持するための樹木調査の実施の推進

- ・高田川等の桜並木は、植栽されて数十年経過し、老木化が進んでいます。そこで、多くの人々が愛する桜並木を維持するため、計画的な樹木調査の実施を推進します。



■老木化が見られるサクラ

■桜並木の計画的な更新プランづくりの推進

- ・桜には寿命があり、桜にとっては厳しい生育環境にあることから、倒伏や腐朽の危険性があります。そのため、倒伏を未然に防ぐとともに維持管理費の増大を抑制するために、計画的な更新（植え替え）を行っていくことを推進します。樹木調査の結果を活用するとともに、計画的に実施する桜並木更新プランづくりを推進します。

[施策] II - 2 -② 市街地内農地の保全

■生産緑地地区の保全、指定の推進

- ・公害又は災害の防止や良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、農地等を計画的に保全することを目的とした生産緑地は、市街地における災害時の活用や憩いの場、農業体験による交流、良好な景観の形成など、安全・安心、魅力あるまちづくりに機能しています。
- ・農地は、「都市にあるべきみどり」として位置づけられていることから保全を進めています。本市においても、都市内の貴重な緑空間として維持保全を図ることが都市計画マスタープランに位置づけられていることから、生産緑地の保全を推進しています。さらに、所有者の意向を踏まえながら、生産緑地地区の追加指定の検討や特定生産緑地の指定などを推進します。



■市内の生産緑地地区



■市内の生産緑地地区
(わったーらんど)



**[施策] II - 2 -③ 市民協働による緑の運営・管理****■市民協働による緑の運営・管理の推進**

- ・身近な緑地について、既設団体の活動の周知や公園の活用方法の事例を紹介するなど、地域住民との協働による緑地の維持管理・運営を推進していきます。
- ・道路空間の植栽樹など公共用地に自由に花などを植えたり育てたりできる仕組み作りを進めます。



■市民協働による花壇の手入れ

■市民によるコスモスのまちのイメージアップの推進

- ・市の花であるコスモスをPRし、秋の美しい風景を創出するため、地域住民との協働により遊休地等を活用して、コスモスの花が全市的に楽しめるような展開ができるよう推進していきます。「春は桜、秋はコスモス」といった季節の花が楽しめるまちとしてイメージアップを進めます。
- ・行政は、イベント等を通じて市の花であるコスモスの種を配布するなどして、市の花であることや活動の普及を進めます。



■コスモス畠

[施策] II - 2 -④ 緑の保全のための緑化基金の普及**■緑化基金の普及の検討**

- ・植樹祭や合同展示会において公益財団法人奈良県緑化推進協会との連携により緑の募金を行っています。
- ・募金活動をさらに広めていくために、市内の民間企業との連携など、緑化基金の普及について検討します。



■緑の募金活動

[施策] II - 3 -⑤ 社寺林の保全**■社寺林の保全の推進**

- ・市内に点在する社寺林は、都市気候を緩和する機能を有するとともに、自然・歴史・文化を継承する貴重な緑であることから、永続的な保全を推進します。



■専立寺



**[施策]Ⅲ-1-① 市民活動の周知****■緑のカーテン植え付けセミナーの周知**

- ・京都府福知山市の協力で実施している緑のカーテン用のゴーヤの植え付けセミナーの参加を広く周知します。セミナーは、市内の小学校での出前授業や市民向けに苗を配布、植え方をレクチャーしており、家庭での展開を期待し今後も継続的に実施します。



■ゴーヤの植え付けセミナー
(大和高田市 HP より)

■食育活動の周知

- ・JA 営農が実施している、市内の小学校や保育所、会館に野菜の苗を配布する食育活動を広く周知します。苗の準備は市が行い、苗の配布は JA 営農が行っています。



■JA による食育活動

■環境ボランティアの周知の推進

- ・市民参加による地域の都市公園や緑地、広場の美化の推進を目的に実施している環境美化ボランティアを今後も参加を広く周知し募集を推進していきます。
- ・周知・募集は、市の広報やホームページ等を活用するとともに、桜まつりなど市民が多く集まるイベント等で活動内容の広報を推進します。さらに、具体的な活動状況等を紹介するために、環境ボランティアの活動見学会や活動紹介パネル展等の実施を進めます。



■環境ボランティア

※令和2年現在に実施している取り組みを紹介しています。



**[施策]Ⅲ-2-② 緑のマップ等市の公園等の魅力を伝える広報紙やSNSを活用した情報発信****■イベントを活用した緑化啓発**

- ・緑のまちづくりを市民に広報し、関心を高めるため、市で取り組んでいる緑のまちづくりや市民が取り組んでいる緑化活動等を紹介したり、花の苗を配布したりするなど緑化啓発を行います。

■緑のマップ等緑に関する情報提供と情報共有の強化・充実の推進

- ・市民の緑のまちづくりへの関心を高め積極的な参加を促すため、市のホームページの充実を図り、広報紙、フリーペーパーへ市が取り組んでいる緑のまちづくりや緑化支援制度等の掲載を推進していきます。
- ・本市の公園や史跡、社寺、桜並木、歴史の面影の残るまちなみ等まちの魅力や緑に関する情報発信を推進します。

■子育て世代向けの公園マップの作成の検討

- ・子育て世代向けに、より公園を活用してもらえるよう公園の位置図とともに公園内の遊具や休憩施設、トイレ等施設整備状況とあわせて公園の利用方法に関する情報発信を検討します。



■大和高田市の広報誌
「やまとたかだ」



■子どもの自由な遊び場
(国土交通省HPより)

[施策]Ⅲ-2-③ 学校と協力した教育プログラムの導入**■緑に関する授業の開催の検討**

- ・子どもの頃から、緑の大切さや緑化活動への関心を高めるため、市内の小学校において緑の出前授業の開催を検討します。出前授業では、市内で緑化や環境美化、生き物調査に関する活動団体等子どもが関心を持ちそうなプログラムを検討します。



■小学校と協力した教育
プログラムの実施





第6章 施策の推進に向けて

6-1 緑の基本計画の目標水準

1. 計画フレーム

本計画策定の前提となる人口の見通しについて「大和高田市まちづくりの指針（令和2年3月）」をもとに整理します。ただし、計画対象区域及び市街化区域の規模については変わらないものとします。

人口の見通し	現況 (令和2年12月1日時点)	目標年次 (令和22年度)
	61,002人	48,229人

2. 計画の目標水準

本計画における確保すべき目標水準を以下のように設定します。

（1）公園・緑地等の確保目標

項目	現況（令和2年度）	目標年次（令和22年度）
一人当たりの都市公園面積	3.20 m ² /人	概ね6 m ² /人

※目標値は、本市の都市公園の未供用区域を全域供用した際の、都市公園面積合計値27.90haと令和22年度の人口48,229人（「大和高田市まちづくりの指針（令和2年3月）」より抜粋）より算出しています。

（2）緑の保全、緑化推進に関する目標

項目	現況（令和2年度）	目標年次（令和22年度）
（仮称）公共施設緑化ガイドラインの策定を検討	未策定	策定済み
公共公益施設の緑化率	8.2%	概ね10%

※公共公益施設は、大和高田市ホームページの公共施設マップに掲載されている施設を対象としています。

（3）緑に関する市民意識調査における満足度の目標

項目	現況（令和2年度）	目標年次（令和22年度）
大和高田市全体でみた緑に対する満足度	28.5%	50%以上

※アンケート調査において「たいへん満足」及び「満足」と答えた方の割合を指します。

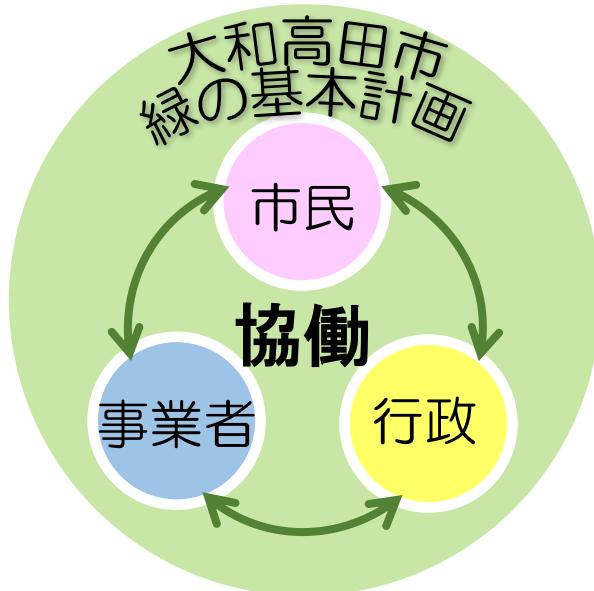




6-2 施策の推進に向けて

1. 市民協働によるまちづくり

緑の基本計画は、行政だけの取り組みでは実現することが出来ず、市民・事業者・行政の三者が一体となり、総合的かつ計画的に取り組んでいくことが必要です。取り組みにあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識しつつ、協働体制をつくり実行していきます。



市民

市民は、生活の中で身近な緑を育てるとともに、自らが緑づくりの「主役」であることを認識し、積極的に地域の緑の保全・整備・維持管理活動に参加します。また、自治会や子ども会等の地域でのグループが主体となって、緑の保全・創出等に取り組むことが重要です。

事業者

事業者は、駐車場緑化、事業所外周の緑化、工場外周の緑化など環境へ配慮した緑化に取り組むとともに、自治会や市民活動団体との連携により、地域に密着した緑化を推進していくことが求められます。

行政

行政は、本計画の具体的な施策を着実に推進するとともに、市民や事業者との協働体制づくりや緑に関する活動機会や情報を積極的に提供し、緑の将来像の実現に向けて取り組みます。

■緑のまちづくりにおける役割分担



2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、本計画の進行管理は以下の事項に留意し実施します。

(1) 計画の推進に向けての体制づくり

- ・計画の推進にあたっては、担当部署により施策の具体的な展開について計画的に推進するため実施計画を作成します。
- ・円滑に施策を実施するため、庁内の関係部署との連携や調整を隨時行っています。
- ・必要に応じて、有識者からの助言聴取や市民団体との協働など、計画推進に向けて体制の充実を図ります。
- ・市民団体との協働は、自治会などの既存の活動団体やボランティア団体を軸に、緑化に関心のある市民との連携づくりを広げています。

(2) 計画の進行管理

- ・本計画の進行管理は、担当部署により社会動向や市民ニーズを的確に踏まえつつ、実施施策の評価を行い、次年度に向けての施策の継続性、財源の確保、効率的な事業スケジュールの設定等について検討を行います。
- ・概ね5～10年を目安に、緑の現況や施策の進捗状況等を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 奈良県や近隣市などとの連携

- ・緑は市域外にも連続していることから、奈良県や近隣市との連携を含めて、広域連携に努めます。
- ・奈良県との協働により、公園の整備や緑化推進等を実施するとともに、各種事業との連携を図ります。
- ・葛城地域は、美しい自然と歴史のある地域です。その多彩な魅力は、この地域の財産であることから、本市だけではなく地域全体で緑をつくり、守り、育していくための各種事業との連携を図ります。

